

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準（案）へ
提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ①パブリックコメント実施期間：令和7年6月1日～6月30日
- ②意見等提出者人数：11人
- ③提出された意見等の件数：20件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	意見	市の考え方	条例案の対応
1	この制度は、既にある「一時保育」とあまり変わらないように思います。 一時保育では、私的理由であっても8時30分から17時を月に3日まで利用できます。予約希望が通らないことが多い状況であるそうですが、誰でも通園制度ではどうなるのか気になります。 このことから、新たな制度を推し進めることより既存の制度を更に充実させた方が良いように思います。両親の片方の突発的な事情によって保育が必要になる事柄であれば既存の一時保育やファミサポの一むで十分ではないでしょうか。 また、誰でも通園制度が親子の孤立を助けるものとするのであれば、月10時間の母子分離よりも、親子教室や親子登園などをもって、親子で園児たちとふれあう(既存のふれあい広場よりもトイレや食事など生活基本動作を含む方が良い)機会を増やしたほうが良いと思います。	『一時保育』は、保護者の方の短期就労支援や病気、リフレッシュなどを理由とした「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、『こども誰でも通園制度』（以下、「本制度」という。）は、満3歳になるまでの重要な期間を、保育施設の中で多様な人と関わりながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、「こどもの育ちを応援する」ことが主な目的とされており、また、月に一定時間でも、専門的な知識や技術を持つ保育従事者と関わることで、育児への不安や孤立感の軽減にもつながります。 併せて、既存の子育てふれあい広場の内容やこどもセンターでの行事等の充実を図り、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化ができるよう努めてまいります。	修正なし
2	設備や運営に対する内容は問題ないと思います。ですが、乳児がいる全ての家庭に対して、月10日利用できるほどの施設数が整っているのが気になりました。乳児全員が同日に預けるような日はないと考えづらいですが、利用したい方が利用しやすい制度や体制にしていただけるとありがたいです。	令和7年3月に策定いたしました「習志野市こども若者まんなか計画」では、対象年齢児の人口推計やニーズ調査などを基に、年度ごとの必要量の推計を行いました。また、この必要量に対応するための受け皿となる施設数やその受け入れ可能量を算出することを目的に、私立施設への意向調査を実施し、公立施設での受け入れ体制を検討した上で、本制度に係る必要量と確保方策を定めております。 今後につきましては、計画期間である令和11年度までに、必要量を確保できるよう、私立施設での実施と合わせて、順次、受け入れ体制を整備してまいります。	修正なし
3	家の近くにある施設が千葉市など違う市だった場合は、この制度を利用できるのでしょうか？	他市の施設を利用する場合、自治体間で協定を締結する等の調整が必要になります。本制度における市民の方の利用状況や施設の空き状況を鑑み、本制度の運用が軌道に乗りましたら、他市の状況を踏まえて、広域利用の調査・研究を行ってまいります。	修正なし
4	利用にあたり、書類や面談が必要なのか、現在利用できる一時保育制度との違いを事前に広報していただきたいです。	利用時の手続きの方法や必要書類、面談等については、広報習志野や市ホームページ、パンフレット等でお知らせができるように、現在準備を進めております。併せて、既存の一時保育との利用方法等の違いについては、周知方法を検討してまいります。	修正なし

No.	意見	市の考え方	条例案の対応
5	まず第十六条の内部の規定について。市の条例に基づいてこの部分を追加する事は大いに賛成です。この部分の国の基準は特に前提の話であり国の基準ⅠⅠ番から市で詳しく定める部分を作る事は重要だと思います。因みに、本市の基準(案)の太文字の末の「事項加える」は助詞の「を」が抜けた形ですかね？少々違和感を感じてしまったもので。 続いて第二十一・二十五条の設備基準について。市の思想として既にある他の事業の基準と合わせるのとは大切なことだと思います。毎度書いていたら条文が長くなって大変な気がしますね。 そして第二十二・二十五条の職員について。こちらも先程と同様ですね、この部分に関してはやはりある程度段階的である事は重要だと思います。 全体の前提に関する話ですが保育所等に通っていない者と定める理由がいまいち理解できないのですが、実質的にこの基準を取っ払って年齢のみで判断する事は可能でしょうか？保育所等に入所している乳児又は幼児は利用するかと言われれば疑問符はありますが、又排除する必要はないのではないかと思います。	本制度の対象者は、児童福祉法第6条の3第23項において定められており、本市におきましては、同規定に基づき運用してまいります。 なお、本制度は、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であり、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を通じてこどもの育ちを応援することを目的としております。保育所等に通っていないこどもは、このような経験や機会を得ることが少ないことから、本制度の対象とされているところです。	修正なし
6	パブリックコメント制度の運用全体に関するものです。 今回初めてパブリックコメントを書いたのですが、資料を市役所とHP上のPDF以外に公民館などで閲覧出来るようにならないでしょうか？ PDFで見れるので私自身に必要性があるわけでは無いのですが、資料の公開の観点から重要なことではないかなと思いました。	パブリックコメントは、市民の皆様への説明責任を果たすとともに市政への参画機会を拡充し、協働による公正で、より民主的な市政の推進を目的としていることから、多くの方が目にする機会を増やすことは大変重要であることは認識しております。 本市では、多くの方からご意見をいただけるよう新たなコンテンツを利用したパブリックコメントを検討する中で、社会的な取り組みでもあるペーパーレス化を鑑み、今後、デジタルコンテンツを活用したパブリックコメントについて調査研究してまいります。	修正なし
7	保護者の就労要件を問わず、保育所などに通っていないこどもが、利用することができる事業は、大変ありがたく思います。私の子供は、もう成長し、34歳と31歳。下の子供が、大学病院で手術となりましたが、病院では、親が完全付き添いをしなければならず、上の子供はどうしたらよいのか困りました。 主人の親が預かってくれることになりましたが、高齢でもあり、負担が大変でした。 働く親以外でも通園が可能なのは助かりますが、病児の家庭では、通園させる手段が可能だろうか？大学病院では、親が泊まり込みで看なければならず、自宅に帰るのも、交替の者が必要でした。 上の子供も成人して親となりました。いざ、子供を持つと、思っていた以上に育児の大変さに直面して、時にはホルモンバランスや、身体の回復も追いつかず、心身の疲労が今も続いています。昨今のニュースでも、育児疲れからの悲劇的なニュースも流れて、人ごとではありません。私自身もその時代では“育児ノイローゼ”の言葉でしたが、連日の夜泣きて、こちらが泣きたかった思いです。 私の経験もあったので、なるべく娘のサポートは行っています。 私も娘も、サポートが得られているので、何とか成り立っていけますが、サポートを得られない方はどうするか？産後うつで体も頭も動かない母親、シングルマザー等で収入の無い母親、何とか危険を察知して助けられる命、何とか苦しい時期をサポートして、その後の子育てにつなげられたら、その体制が必要ですね。	就労要件を問わないお子様のお預け先としては、預ける内容により月15日間を上限として利用することができる一時保育やファミリー・サポート・センターを利用することができます。 また、本制度では、認定申請している人と申請をしていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかについて、自治体が状況の把握ができるため、支援が必要な家庭やこどもの把握などにつなげていくことができます。 引き続き、関係機関と連携し、子育て家庭に対しての支援の強化に努めてまいります。	修正なし
8	現場の先生の負担が増え、通わせている園の普段の保育に影響が出る事が心配。普段通っている子どもと違い、どんな子なのかかわからない子どもを見るわけなので、先生の手が取られたり、精神的に負担になってしまうのではないかと心配している。通っている園の先生の負担ができるだけかからないようにしてほしい。また、通わせている園がこの制度の為に新しく人を雇えるように市が支援してほしい(世間では保育士不足だとよく言われているので)	事務負担の軽減については、国が構築した「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、本市においても同制度に係る資料等を整備すること等で、事業者の負担の軽減に努めてまいります。さらに、保育従事者の保育に関する不安等については、研修等の機会を通した運営の支援等を検討しております。 また、現在、令和8年度からの給付制度の詳細は、国から示されていませんが、令和7年度に事業実施した場合、利用児童の年齢等に応じた1時間当たりの単価が定められています。そのため、本市としましても、国の示す単価を基に、委託料等を設定する予定としております。	修正なし

No.	意見	市の考え方	条例案の対応
9	施設で行った保護者アンケートによると、実施に対しては肯定的な意見が多かった反面、現場の先生の負担が増え、在園児に目が行き届かなくなるなどの保育に影響が出る事を心配する声も多くありました。担当する職員を新たに雇用したり担当する職員に対して十分に手当てがつけられるように、運営に対する補助、事務作業の軽減などをお願い致します	No.8の考えと同様です。	修正なし
10	乳児等通園支援事業そのものは国としておおまかな枠組みしか決まっていないので、運営の方法など市が決まなければならない事も多く市役所の担当部署の作業はとて多くなると思います。制度の枠組みや実施方法、運営に対して現場からの声など、実施に向けた制度作りで実際に乳児等通園支援事業を行う施設と一緒に決める機会や意見交換の場が複数回設けられると、始まってからスムーズに実施が出来るのではないかと思います。実施事業者との意見交換会や制度設計の機会が十分に設けられたらと思っていますのでよろしくお願いします	市内保育施設を対象とした事業説明はこれまでも行っておりますが、今後につきましても、必要に応じて、実施の検討をいたします。また、実施事業者との情報共有につきましても、新たな情報については、その都度、情報提供を各施設にさせていただく予定であり、運用方法の各施設からのご相談については、個別での対応も行っております。	修正なし
11	少子化により、以前使っていた教室が空き教室になるなど施設に余裕が出てきているが、乳幼児が過ごすには環境を整えなければならない状態の施設も少なくないと思います。特に午睡や食事が必要となると、備品の購入や施設改修なども必要になると思います。また、利用者が多くなることでセキュリティ対策に対して不安があるとの保護者からの意見もありました。安全な施設として子どもたちを預かれるように施設整備に対する十分な補助をお願い致します	市では民間認可保育所等に対して、国の就学前教育・保育施設整備交付金等を活用した補助を実施しております。具体的な補助内容としては、一定年数を経過し老朽化が著しい施設に対しての大規模改修や本事業実施のための施設改修、防犯対策を強化するための改修などであり、適宜、民間認可保育所等と協議し、施設の環境改善を図る取り組みをしております。なお、本事業実施のための備品の購入に関する補助は現在ありません。	修正なし
12	習志野市外から兄弟を通園させている保護者からは、市は違うが兄弟がいる施設で乳幼児通園支援事業が利用したいとの意見がありました。今後、習志野市外の実家庭の利用、また習志野市の家庭が近隣の市の施設を利用できるようにするなど、今後の他市との連携についてどのように考えているのか教えていただきたいです。	No.3の考えと同様です。	修正なし
13	保護者アンケートによると、この制度を利用したい理由としては「息抜き、リフレッシュ」が3割以上を占め一番多く出されました。乳児等通園支援事業や一時保育を充実させることは保護者支援としては大変重要だが、さらに産後ケア事業への参入のハードルを下げ幼稚園やこども園、保育園などへ事業者を拡大したり、子育て支援コンシェルジュを私立園でも行えるようにしたりするなど、今まで培ってきた幼児教育保育の経験を活かし、子育て支援に関する事業を市と連携して行い、幅広く保護者支援を行う事が重要だと考えています。ぜひ市と連携をして保護者支援の枠組みを広げていきたいと思うので、民間事業者、私立園も子育て支援を拡充させられるよう、幼稚園、こども園、保育園でも取り組める制度や仕組みを増やし、子育てのしやすい習志野市となるよう市と連携していきたいのでご検討をお願いします。	今後の施策の参考とさせていただきます。	修正なし

No.	意見	市の考え方	条例案の対応
14	利用可能時間を拡大して頂きたいと切に願います。 利用者は色々な方がいらっしゃると思いますが、おそらく幼稚園入園まで待つしかない専業主婦の方やパートの方が多いかと思われます。 月10時間ですと1日利用してほぼ使い切ってしまう、月3回までしか利用できない預かり保育やファミサポと、あちこちを探すのに時間を割く必要あることや、予約も倍率が高く必要ときに利用できない状態です。専業主婦の生き方も、選んでいる方、それしか身動きが取れない方など様々だと思われます。 第一子の時に保育園に落選し、幼稚園まで待たざるを得なかったり、幼稚園にも延長保育があるとはいえ、夕方はバス送迎がなく、利用できなかつたり。 上の子が就学したら帰宅時間には在宅の必要あったり。 働きながら育児をされている方ももちろん大変だと承知です。 公園にも誰もいない、孤独や一日中向き合って気持ちが病んでしまう気持ちもわかります。 就業に関係なく、気軽にいつでも預けられる気持ちのゆとりがないと、子育てに前向きになれません。 もっとみんなで子育てするよ!という場があればありがたいです。 和室や給湯室もある保健センターやコミュニティセンターや公民館なども活用し、預け先が増えたらありがたいなと思います。	本市におきましては、まだ保育所等における待機児童がいること、なるべく多くのご家庭に本制度を知っていただき、御利用いただきたいと考えていることから、国が示す補助基準の上限である、1人あたり月10時間までの利用とする予定です。 お子様のお預け先としては、すでに一時保育やファミリー・サポート・センターがありますが、本制度も含めた各制度の案内については、周知方法を検討してまいります。 また、地域の子育て家庭の交流場所として、こどもセンターやきらっ子ルームでは、親子でのご利用が可能で、現在はお持参いただければセンター内で食事をとることも可能です。併せて、子育て支援コンシェルジュによる子育て相談も行っております。また、社会福祉協議会が実施する子育てサロンを公民館等の公共施設で行っている地域もあります。 本制度の実施場所として、現在は、保育所、認定こども園、幼稚園や小規模保育事業を行っている施設を予定しておりますが、利用状況を踏まえつつ、他の実施場所についても今後検討してまいります。	修正なし
15	月の利用限度は10時間との事であるが受入れ時間については、園で決定してよいのか？午前利用は8時30分から12時30分、1日利用は8時30分から16時30分の8時間利用とするなど	受け入れる時間枠につきましては、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業者の実情に応じ設定することを可能とする予定です。	修正なし
16	園の生活時間を考えると限度時間は12時間の方が良いと思う。午前4時間3日利用や1日8時間+午前4時間など保護者も利用しやすく保育園も受入れしやすい時間であると思う。委託料の試算を見ると1日2時間や5時間など保護者の希望の時間での受入れが必要ともとれるが食事や午睡の生活リズムを考えると園での受け入れ可能な時間で設定したい。	国は、10時間を補助基準の上限とするが、令和7年度における事業の実施状況や全国的な提供体制の確保の進捗状況を踏まえ、利用時間の在り方について、今後とも検討する、との見解を示しております。現在、国においても本格実施後の上限時間については協議が続いている状況であり、本市といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。 受け入れる時間枠につきましては、No.15の考えと同様です。	修正なし
17	子育てで孤立する保護者の支援や子どもの健全な育成を目的とした制度は賛成です。ただ、昨今の保育士不足や業務量の多さに対しての賃金の安さ、空き部屋のなさ等、現場の保育士にとって見直していくことがたくさんあると思います。 この新制度を定着させるためにも、まずは働きやすい職場環境の見直し、改善を図っていくことが大切と考えています。	保育従事者が仕事に誇りとやりがいを持ち、安心して働き続けられるようにするためには、魅力ある、働きやすい職場作りに取り組むことが大切であると考えます。本市といたしまして、事業者に対しては、施設運営や人材育成、職場の人間関係の構築等について外部講師を招いて研修会を毎年実施し、施設長としてのマネジメント力の向上に努めております。併せて、保育従事者が気軽に相談でき、助け合える雰囲気作りと保育の振り返りの重要性、休憩時間の確保等について、市が、各施設を訪問し、助言等を通して、保育の充実と職場環境の支援への取り組みを進めてまいります。	修正なし
18	一時預かりのリフレッシュ利用との違い、まだ理解できておりません。	No.1の考えと同様です。	修正なし

No.	意見	市の考え方	条例案の対応
19	余裕活用型で実施する場合、一日の受入れ人数が変動し想定が難しい。	余裕活用型は、在園児が利用定員に達しない場合に、保育所等の利用定員の枠内で、本制度の利用児童を受け入れ、主に同年齢の在園児と同じクラスで過ごす方法であります。 在園児で埋まっていない枠を有効的に活用できる、段階的に制度を開始できる等のメリットがある一方、毎月の入所承諾児童の利用調整が終わった後でないと、空き枠が不透明であることから、本事業における利用の見込みが立ちにくい等のデメリットがあります。 実施類型については、それぞれの特徴を踏まえて、事業者で設定することを可能とする予定です。	修正なし
20	2歳児を預かり施設としては、満3歳児未満となると、年度途中でどんどん利用者が減ってしまう。特に、4月や5月に誕生日を迎える満3歳児はほとんど利用できないまま年少の入園を待たなくてはならない。これでは保護者の育児支援やこども誰でも通園制度の教育的な意義(集団生活の経験や良質な教育環境)を達成できないのではないかと。国の基準として満3歳児未満となっているが、市独自で3歳児学年入園の前年まで(満3歳となる年の3月31日まで)利用できるように制度の幅を広げることをぜひお願いしたい。	本制度は、国の制度として、0～2歳児のこどもを持つ子育て家庭における「孤立した育児」への支援の強化を行うため、また、全てのこどもの育ちを応援し、就労要件等を問わない形での支援を強化するため創設されました。 保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であり、こどもの育ちに適した環境の中で、家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会が得られることなどが本制度の意義とされています。 現状、満3歳以上のこどもは、他の制度(教育・保育給付の1号認定や施設等利用給付)の認定や給付を受けることが可能であることから、国は対象外としており、本市も国と同様の対象者としてしているところです。 今後につきましては、令和8年度から給付制度としての実施となることから、国の動向に合わせた取り組みを進めてまいります。	修正なし